

国 水 環 保 第 6 号
平成 2 7 年 3 月 2 6 日

(各地方整備局 河川部長 あて)

(北海道開発局建設部河川管理課長 あて)

水管理・国土保全局
河川環境課 河川保全企画室長

河川管理施設の点検結果評価要領（案）の策定について

直轄河川管理区間における樋門・樋管、堤防及び護岸（堤防と一体となつて機能を発揮するもの）を対象として、点検結果評価要領（案）を策定したので、遺憾なきよう取り計らわれたく通知する。

なお、本要領（案）は今後の技術的知見の蓄積等を踏まえ、必要に応じて内容を適宜見直していくものである。

堤防及び護岸点検結果評価要領（案）

平成27年3月

国土交通省 水管理・国土保全局

目 次

1. 目的	1
2. 点検及び評価の頻度	1
3. 点検の方法	2
4. 点検結果の評価方法	2
(1) 評価の手順	2
(2) 変状種別	3
(3) 変状毎の評価	4
5. 対応	5
6. 記録	5
別紙 1 変状毎の点検結果評価区分の判定基準 (案)	6
別紙 2 点検結果評価記録様式	16

1. 目的

本基準は、河川管理施設として設置されている堤防及び護岸（堤防護岸、高水護岸）の目視主体の点検結果を評価し、施設の状態に応じた対応について判断することを目的とする。

【補足】

「河川砂防技術基準 維持管理編（河川編）」では、施設の機能維持に係わる目標設定として、「施設の機能維持は、施設の状態を把握し、機能への支障を判断しながら維持管理を行うことを基本とする」とされている。

堤防や護岸は出水、地震等により劣化や変状が生じる。維持すべき施設の機能に支障を及ぼす変状の度合いについては、現状では一部を除けば定量的に定めることは困難であり、変状の時系列変化を把握しつつ機能を維持することが基本である。このため、施設毎に目視を主体とした点検を適切な時期に実施して施設の状態を把握し、その点検結果の評価を踏まえて必要な対応を講じることになる。

上記を踏まえ、本要領は河川管理施設として設置されている堤防及び護岸（堤防護岸、高水護岸）の目視主体の点検結果を評価し、施設の状態に応じた対応を判断するための方法について定めたものである。

2. 点検及び評価の頻度

点検及び点検結果の評価は、１年に１回以上の頻度で実施することを基本とする。

【補足】

堤防及び護岸の劣化や変状の状態を把握するため、出水期前、台風期、出水後等の適切な時期に少なくとも１年に１回以上の頻度で点検を実施し、その結果を評価するものとする。

3. 点検の方法

点検は目視を基本として実施するものとし、必要に応じて簡易な計測、触診や打音検査などを併用するものとする。

【補足】

点検は、目視によって施設の変状を確認することを基本とし、必要に応じて簡易な計測や触診、打音検査などを併用するものとする。

堤防は、護岸等と一体となって計画高水位以下の流水の通常的作用に対して安全な構造とする必要がある。なお、流水には洪水ないしは降水による浸透水が含まれるため、堤防及び護岸の点検は、浸透や侵食等に対する所要の機能が確保されていることを確認するものとする。

目視等での把握が困難な護岸背面の空洞化や水中部、土中部等の不可視部分の変状が疑われる場合は、必要に応じて詳細調査を実施し、状態を把握する必要がある。

なお、具体的な点検の方法等については、「堤防等河川管理施設及び河道の点検要領」（平成24年5月 国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課）、「中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の点検要領」（平成27年3月 国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 河川保全企画室）等に準じるものとする。

4. 点検結果の評価方法

（1）評価の手順

点検結果の評価は、点検結果に基づいて変状毎の評価を実施する。

【補足】

点検結果をもとに施設の状態を把握し、その施設に講じるべき対応を判断するためには、施設の機能の状態を評価する必要がある。

河川管理施設は、堤防や基礎地盤等と一体で機能を発揮する構造物であるため、自然公物的な要素や不可視部分が多く、目視等による点検結果で機能の維持状態を評価することは容易ではない。このため、施設の機能に影響を与え、目に見える形で現れる「変状」に着目し、点検結果に基づいて変状毎の評価を実施するものとする（施設の建設時の状態を基本として評価）。

(2) 変状種別

変状毎の点検結果の評価は、表-1 に示す変状種別毎に行うものとする。

表-1 堤防及び護岸の変状種別

工種	機能	機能低下の状態	変状	
堤防	越流防止機能 耐浸透機能 耐侵食機能	沈下、すべり、 パイピング、侵食	⑩形状の変化	①亀裂
				②陥没や不陸
				③法崩れ
				④沈下
				⑤堤脚保護工の変形
				⑥はらみ出し
				⑦寺勾配
			⑧モグラ等小動物の穴	
			⑨樹木の侵食	
			⑩侵食(ガリ)	
			⑪漏水・噴砂	
			⑫植生の異常	
			⑬排水不良	
護岸	耐侵食機能	護岸の崩壊	⑭法覆工の流出	
			⑮背面土砂の吸出し	
			⑯基礎部の洗掘	
			⑰端部の侵食	

【補足】

堤防及び護岸に求められる機能には、越流防止機能、耐浸透機能及び耐侵食機能があり、堤防及び護岸の機能が低下したことを判断するための指標となる変状種別を設定している。

○越流防止機能

河川の流水が河川外へ流出することを防止するための機能

○耐浸透機能

河川の流水や降水による浸透に耐える機能

○耐侵食機能

河川の流水や降水による侵食、洗掘に耐える機能

(3) 変状毎の評価

堤防及び護岸の変状毎の点検結果の評価は、表-2 の区分により行うことを基本とする。

表-2 堤防及び護岸の変状毎の点検結果評価区分

区分		状態	変状 確認	機能 支障	措置
a	異常なし	・目視できる変状がない、または目視できる軽微な変状が確認されるが、構造物の機能に支障が生じていない状態	△		
b	要監視 段階	・目視できる変状（軽微な補修を必要とする変状を含む）が確認されるが、構造物の機能に支障は生じていない状態 ・進行する可能性のある変状が確認され、経過を監視する必要がある状態 ・目視点検では評価が困難であり、詳細調査を必要とする状態※ ¹	○ (進行性)		
c	予防保全 段階	・構造物の機能に支障は生じていないが、予防保全※ ² の観点から措置を行うことが望ましい状態	○		○※ ⁴
d	措置段階	・構造物の機能に支障が生じている状態 ・措置※ ³ （補修又は更新）が必要な状態	○	○	○※ ⁵

※1：不可視部分や変状原因の究明が必要な場合など、目視点検では措置の必要性判断を含めた点検結果の評価が困難であり、詳細調査を必要とする状態

※2：施設の機能に支障が生じる前に補修等の措置を行い、長期的な機能維持を経済的に行うこと

※3：河川管理施設の適切な維持管理が図られるよう、必要な対策を講ずること（軽微な補修は含まず）

※4：施設の変状の進行状況、損傷規模、代替性、経済性等を総合的に判断し、適切な処置を計画的に実施する

※5：出水等において構造物の機能に支障が生じた場合は、直ちに応急対策を実施するとともに、速やかに補修等の措置を講じる

【補足】

河川管理施設の状態に影響を及ぼす出水等の外力は、発生頻度は低いものの規模が大きな外力であるため、施設の機能に支障が生じていない状態であっても、進行する可能性のある変状については、継続的に「監視」しておく必要がある。

また、「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について」（平成25年12月 社会資本整備審議会・交通施策審議会）による戦略的な維持管理・更新に関する基本的な考え方として、施設の長寿命化や維持管理コストの縮減を図るために「予防保全」

の推進が位置付けられている。

上記を踏まえ、変状毎の点検結果評価区分は、目視できる変状がない、または目視できる軽微な変状が確認されるが構造物の機能に支障が生じていない「異常なし」、構造物の機能に支障が生じており措置が必要な「措置段階」に、「要監視段階」及び「予防保全段階」を加えた4段階とし、点検結果を評価するものとする。

各評価区分の判定は、「別紙1 変状毎の点検結果評価区分の判定基準」を参考に、各河川の特성에応じて河川毎に判定基準を設定し、実施するものとする。

5. 対応

4. (3) の変状毎の評価に基づき、堤防及び護岸の効率的な維持管理が図られるよう、必要な対応を講ずる。

【補足】

4. (3) の変状毎の評価に基づき、「要監視」、「予防保全」、「措置」等の適切な対応を講じるものとする。

要監視は、軽微な補修の実施、又は日常的な河川巡視や次回の点検時に変状の進行状況を把握し、進行程度に応じて適切な対応を行うものとする。

予防保全及び措置は、樋門の変状状況、変状要因、施工条件、地域性、経済性等を考慮して適切な対策工法を選定し、予防保全については優先順位を定め計画的に実施するとともに、措置については速やかに実施するものとする。

6. 記録

点検結果の評価結果は、内容を記録し、次回点検まで（点検間隔が1年未満の場合は1年間）保存するものとする。

【補足】

点検結果の評価結果は、河川管理施設の維持管理計画を立案する上で参考となる基礎的な情報であり、「別紙2 点検結果評価記録様式」を参考に適切な方法で記録し、少なくとも次回点検まで（点検間隔が1年未満の場合は1年間）保存するものとする（可能な限り長期間保存することが望ましい）。

点検結果の評価後に予防保全や措置等を行った場合は、点検結果の評価を改めて行い、速やかに記録に反映しなければならない。

また、出水等により堤防及び護岸の状態に変化があった場合には、必要に応じて点検結果の評価を改めて行い、結果を速やかに記録に反映しなければならない。

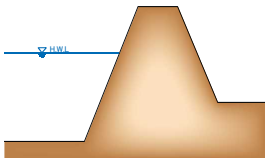
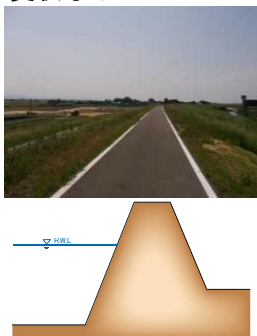
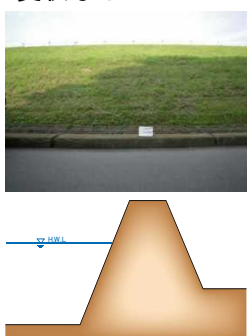
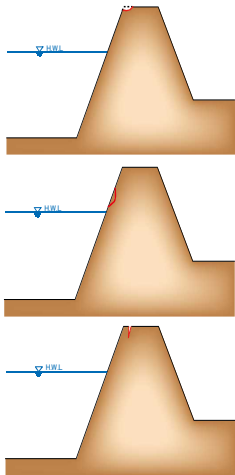
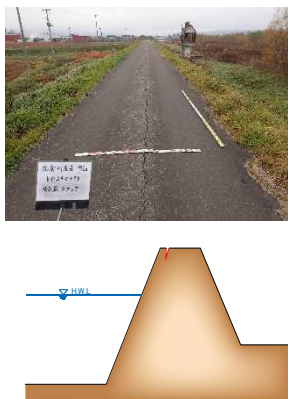
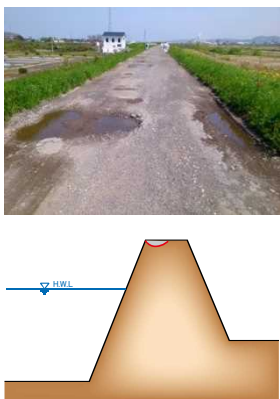
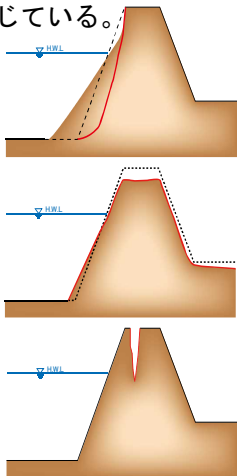
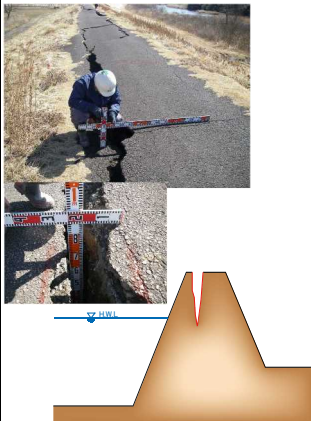
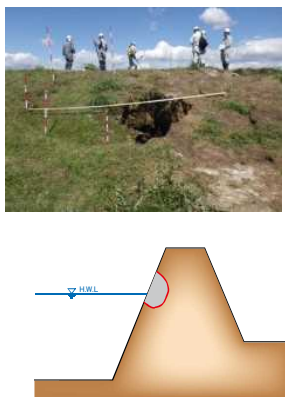
別紙 1 変状毎の点検結果評価区分の判定基準（案）

堤防及び護岸の変状毎の点検結果評価区分を行う際の判定基準は、各河川の特性に応じて河川毎に設定するものとする。参考として、既存文献やこれまでの河川管理施設の維持管理の実態を踏まえて設定した判定基準（案）を表-1～9に示す。

本判定基準（案）は試行案であり、今後、各種知見の積み重ねや、次年度以降の本判定基準（案）の試行運用による事例収集、課題の整理等を踏まえ、必要に応じて見直しを図るものとする。

特に堤防は、過去幾度にも渡って築造や補修が繰り返されて現在に至る土構造物であるため、構成される材料の品質は不均一である場合が多い。このため、定量的な判定基準を示すだけの技術的なデータが現時点では揃っていない。これまでの堤防の点検やその結果の評価は、技術者の経験等に頼って実施されており、当面の間も経験豊富な技術者による点検や評価を継続するものとし、今後、有用な技術的データが蓄積され、分析が可能となった時点で、定量的な判定基準を設けるものとする。

表-1 変状毎の点検結果評価区分の判定基準（案）（1/9）

工種		堤防		
変状種別		①形状の変化	①亀裂	②陥没や不陸
a	異常なし	変状なし 	変状なし 	変状なし 
b	要監視段階	目視できる形状の変化が確認されるが、堤防の機能に支障は生じていない。 	目視できる亀裂が発生しているが、堤防の機能に支障は生じていない※1 	目視できる不陸が発生しているが、堤防の機能に支障は生じていない※3 
c	予防保全段階			
d	措置段階	堤防の機能に支障が生じている。 	亀裂により堤防の機能に支障が生じている※2 	陥没により堤防の機能に支障が生じている※4 

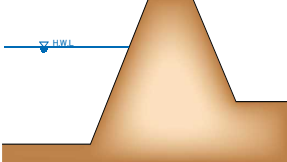
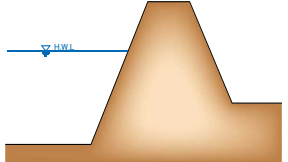
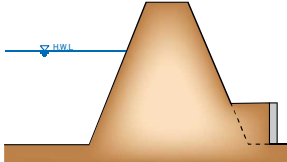
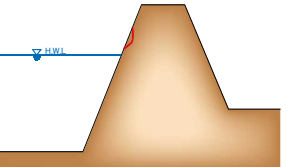
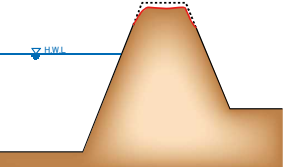
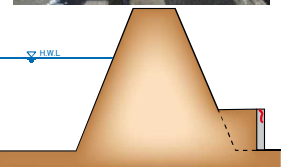
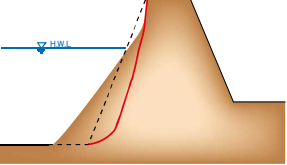
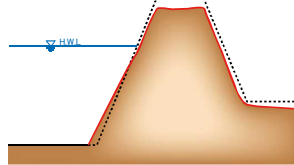
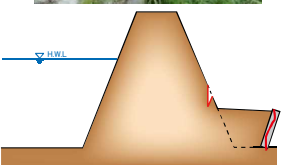
※1 軽微な補修として、亀裂に対しては土砂・シール材を充填し、雨水の浸透を防止する。

※2 「亀裂がHWL以下まで及んでいる」など（堤防の規模や過去の被災履歴等を勘案し、各河川毎に設定する）

※3 軽微な補修として、不陸に対しては整正を行ない、雨水の滞留を防止する。

※4 「陥没や不陸がHWL以下まで及んでいる。水みちが形成されている。」など（堤防の規模や過去の被災履歴等を勘案し、各河川毎に設定する）

表-2 変状毎の点検結果評価区分の判定基準（案）（2/9）

工種		堤防		
変状種別		③法崩れ	④沈下	⑤堤脚保護工の変形
a	異常なし	・ 変状なし  	・ 変状なし  	・ 変状なし  
b	要監視段階	・ 目視できる法崩れが発生しているが、堤防の機能に支障は生じていない※1  	・ 目視できる沈下が発生しているが、堤防の機能に支障は生じていない。（樋門等の構造物周辺は除く）  	・ 目視できる堤脚保護工の変形（目地の開き等）が発生しているが、堤防の機能に支障は生じていない。  
c	予防保全段階			
d	措置段階	・ 法崩れにより 堤防の機能に支障が生じている※2  	・ 沈下により堤防の機能に支障が生じている※3  	・ 堤脚保護工の機能に支障が生じている※4  

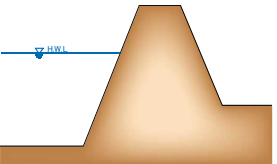
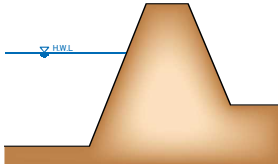
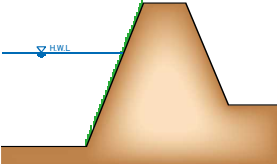
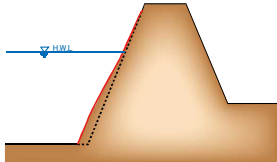
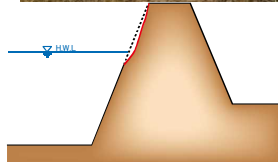
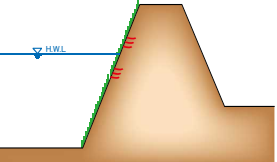
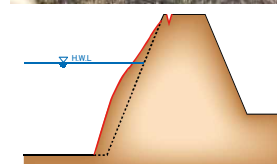
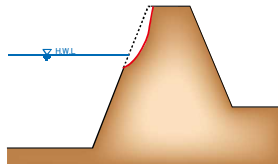
※1 軽微な補修として、法崩れに対しては亀裂部に盛土材による補修・転圧を行い、雨水の浸透を防止する。

※2 「残った堤体形状をスライドダウンした時に、計画堤防高を確保していない」など（堤防の規模や過去の被災履歴等を勘案し、各河川毎に設定する）

※3 「堤体形状をスライドダウンした時に、計画堤防高を確保していない」など（堤防の規模や過去の被災履歴等を勘案し、各河川毎に設定する）

※4 堤体や基盤の変状に起因するものでないか注意する

表-3 変状毎の点検結果評価区分の判定基準（案）（3/9）

工種		堤防		
変状種別		⑥はらみ出し	⑦寺勾配	⑧モグラ等の小動物の穴
a	異常なし	・ 変状なし  	・ 変状なし  	・ 変状なし  
b	要監視段階	・ 目視できるはらみ出しが発生しているが、堤防の機能に支障は生じていない。  	・ 目視できる寺勾配が発生しているが、堤防の機能に支障は生じていない。  	・ モグラ等小動物の穴が確認できる。  
c	予防保全段階			
d	措置段階	・ はらみ出しによる亀裂、法崩れの発生など、堤防の機能に支障が生じている※  	・ 寺勾配による亀裂、法崩れの発生など、堤防の機能に支障が生じている。  	※モグラ等小動物の穴に起因して「①～⑦の形状の変化」が現れた場合には、措置を行う。 ※動物（キツネ等）によっては穴の掘削長が深い場合があるため、すぐに措置を行う。 

※「同じ区間で天端に亀裂が生じている」など（堤防の規模や過去の被災履歴等を勘案し、各河川毎に設定する）

表-4 変状毎の点検結果評価区分の判定基準（案）（4/9）

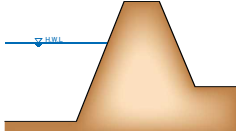
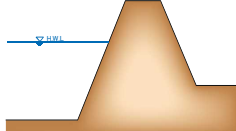
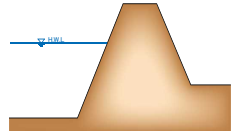
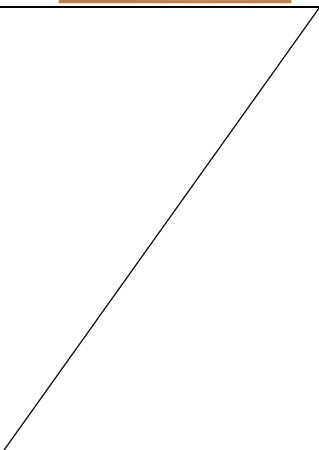
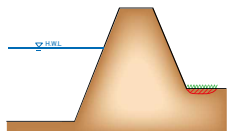
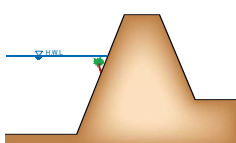
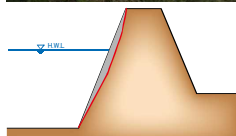
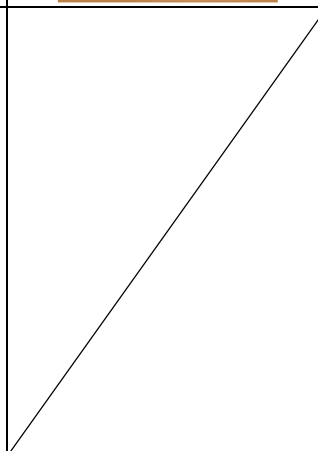
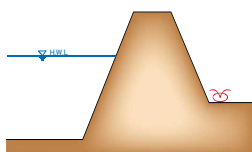
工種		堤防		
変状種別		⑨樹木の侵入	⑩侵食（ガリ）	⑪漏水・噴砂
a	異常なし	・ 変状なし  	・ 変状なし  	・ 変状なし  
b	要監視段階			・ 裏法尻に湿地性植物が生育している。 ・ 裏法面に常時湿潤状態が確認できる。  
c	予防保全段階	・ 丈の低い樹木を確認（草刈機等で容易に伐採可能）  	・ 堤体に侵食（ガリ）が発生している。  	
d	措置段階	※ 樹木の侵入に起因して「①～⑦の形状の変化」が現れた場合には、措置を行う。	※ 侵食（ガリ）に起因して耐侵食機能が失われている場合には、措置を行う。 ※ 大規模に発生した侵食（ガリ）については、D（措置段階）に区分することがある。	・ 漏水・噴砂が確認できる。  

表-5 変状毎の点検結果評価区分の判定基準（案）（5/9）

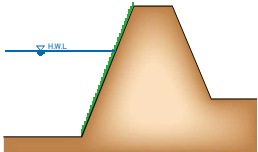
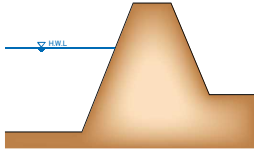
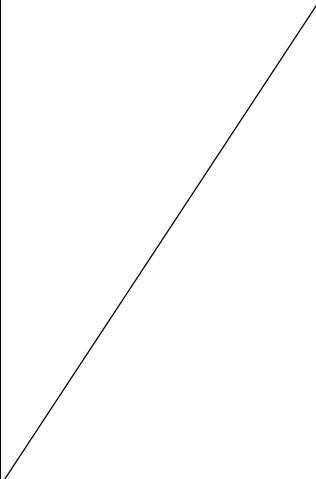
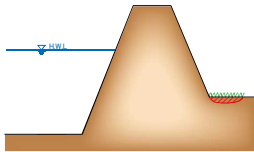
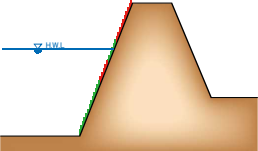
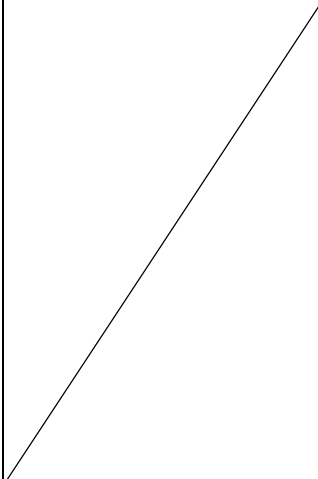
工種		堤防	
変状種別		⑫植生の異常	⑬排水不良
a	異常なし	・ 変状なし  	・ 変状なし  
b	要監視段階		・ 出水時又は出水後、降雨後に排水不良が確認できる。  
c	予防保全段階	・ はがれ等、堤防植生に異常がある（容易に修復可能）  	
d	措置段階	※植生の異常に起因して「⑩の侵食（ガリ）」が現れ、堤防の耐侵食機能が失われている場合には、措置を行う。	※排水不良に起因して「①～⑦の形状の変化」が現れた場合には、措置を行う。

表-6 変状毎の点検結果評価区分の判定基準（案）（6/9）

工種		護岸		
変状種別		⑭法覆工の流出		
護岸工法		張り護岸		積み護岸
		ブロック張り護岸 練り石張り護岸	空石張り護岸	ブロック積み護岸 練り石張り積み護岸
a	異常なし	・ブロック、石材の軽微な欠損 	・石材の軽微な欠損、段差 	・ブロック、石材の軽微な欠損 
b	要監視段階	・ブロック、石材の一部欠損 ・軽微なはらみ出し 	・石材の一部欠損 ・石材の段差(石厚の概ね 1/2 以上) ・軽微なはらみ出し 	・軽微なはらみ出し 
c	予防保全段階	・背面土が露出する程度のブロック、石材の欠損 ・はらみ出しによる法覆工の変状 	・石材の段差(石厚以上) ・背面土が露出する程度の石材の欠損 ・はらみ出しによる法覆工の変状 ・樹木の侵入 	・背面土が露出する程度のブロック、石材の欠損 ・はらみ出しによる法覆工の変状 
d	措置段階	・一連のブロック、石材の流出 ・はらみ出しによる法覆工の損壊 	・一連の石材の流出 ・はらみ出しによる法覆工の損壊 	・一連のブロック、石材の流出 ・はらみ出しによる法覆工の損壊 ・護岸の倒壊 

表-7 変状毎の点検結果評価区分の判定基準（案）（7/9）

工種		護岸		
変状種別		⑭法覆工の流出		
護岸工法		積み護岸	法枠護岸	その他の護岸
		空石積み護岸		連節ブロック護岸
a	異常なし	・石材の噛み合わせ面に隙間が点在 ・石材の軽微な欠損 	・法枠部材の軽微な欠損 ・鏡の軽微な浮き上がり 	・ブロックの軽微な欠損 ・鉄線の軽微な腐食
b	要監視段階	・石材の一部欠損 ・石材の段差（石厚の概ね 1/2 以上） ・軽微なはらみ出し 	・法枠部材の一部欠損（概ね 5cm 以上） ・鏡の浮き上がり 	・ブロックの一部欠損（概ね 5cm 以上） ・鉄線の腐食の進行 
c	予防保全段階	・背面土が露出する程度の石材の欠損 ・はらみ出しによる法覆工の変状 ・樹木の侵入 	・背面土が露出する程度の法枠部材の欠損、鏡の浮き上がり 	・背面土が露出する程度のブロックの欠損 ・鉄線の破断 ・一部のブロックの流出 
d	措置段階	・一連の石材の流出 ・はらみ出しによる法覆工の損壊 ・護岸の倒壊 	・法枠部材、鏡の流出 	・一連のブロックの流出 

表-8 変状毎の点検結果評価区分の判定基準（案）（8/9）

工種		護岸		
変状種別		⑭法覆工の流出	⑮背面土砂の吸い出し	
護岸工法		その他の護岸	ブロック張り(積み)護岸 練り石張り(積み)護岸 空石積み護岸 法枠護岸	空石張り護岸 連節ブロック護岸 鉄線籠型護岸
		鉄線籠型護岸		
a	異常なし	・ 籠の軽微な変形 ・ 鉄線の軽微な腐食 	・ 軽微な目開き、ひび割れ 	・ 法面の軽微な変形 
b	要監視段階	・ 中詰め石の偏り ・ 鉄線の腐食の進行 	・ 目開き、ひび割れ(概ね 2mm 以上) 	・ 法面の変形の進行 
c	予防保全段階	・ 中詰め石の抜け ・ 鉄線の破断 	・ 目開き、ひび割れ(裏込め材の粒径以上) 	・ 護岸の陥没 
d	措置段階	・ 中詰め石の多量の流出 	・ 護岸背面の空洞化 ・ ブロック、石材の沈下 	・ 護岸全体の滑動、めくれ 

表-9 変状毎の点検結果評価区分の判定基準（案）（9/9）

工種		護岸		
変状種別		⑩基礎部の洗掘		⑪端部の侵食
護岸工法		共通（根固め工有り）	共通（根固め工無し）	共通
a	異常なし	根固め工の低下（残存設置幅：ブロック2列以上又は2m以上） 	基礎工前面の河床低下	端部（小口止め）付近の軽微な侵食
b	要監視段階	根固め工の低下（残存設置幅：ブロック1列又は2m未満） 	基礎工前面の河床低下（護岸基礎工天端高以上）	端部（小口止め）付近の洗掘（小口止め厚未満）
c	予防保全段階	- 根固め工の低下（全列） - 基礎工の露出 	基礎工の露出 	端部（小口止め）付近の洗掘（小口止め厚以上） 
d	措置段階	基礎工の浮き上がり 	基礎工の浮き上がり 	天端保護工の流出

別紙2 点検結果評価記録様式

堤防・護岸点検結果評価記録様式(1/2)

フリガナ 施設名称	マサルテイウ 〇〇堤防	河川名	△△川	水系	□□川	管理者	△△川河川	事務所	点検年月日	H〇年〇月〇日
所在地	□□県△△市〇〇町※地先	距離標	左岸	右岸	〇〇k〇〇〇 L=□□□m		××	出張所	点検者	△△△△

施設概要	護岸設置年	S〇〇年	護岸工法	綾り石張り護岸	根固め有無	有り(無し)	堤内地	田畑	堤防天端	兼用道路(県道〇号)	感潮域	感潮区間
	護岸分類	堤防護岸・高水護岸	直高・勾配	〇m・△割	根固め工法	—	高水敷幅	〇m	重要水防箇所	なし	特定区間	なし

堤防の変状毎の評価(1/2)

変状種別	点検結果評価区分	変状の種類、状況等	写真番号
①亀裂	a (異常なし)	—	—
②陥没や不陸	b (要監視段階)	〇k〇〇〇付近の川裏法面に幅△m程度の範囲で不陸あり	写真1、2
③法崩れ	b (要監視段階)	△k△△△付近の川表法肩に幅〇m程度の範囲で法崩れあり	写真3、4
④沈下	a (異常なし)	—	—
⑤堤脚保護工の変形	a (異常なし)	—	—
⑥はらみ出し	a (異常なし)	—	—
⑦寺勾配	a (異常なし)	—	—

※変状種別毎に最も厳しい状況の点検結果評価区分を記入すること。

⑩形状の変化

点検結果評価区分	所見
A (異常なし)	②陥没や不陸、③法崩れがb(要監視段階)であるが、何れも軽微な変状であることより、a(異常なし)とする。

※①亀裂～⑦寺勾配の評価結果をもとに点検結果評価区分を決定し、記入すること。

変状状況(写真又はスケッチ等)

写真1	写真2
写真3	写真4
その他(補修履歴等)	

堤防・護岸点検結果評価記録様式(2/2)

堤防の変状毎の評価(2/2)

変状種別	点検結果評価区分	変状の種類、状況等	写真番号
⑧モグラ等の小動物の穴	a (異常なし)	—	—
⑨樹木の侵入	a (異常なし)	—	—
⑩侵食（ガリ）	a (異常なし)	—	—
⑪漏水・噴砂	a (異常なし)	—	—
⑫植生の異常	c (予防保全段階)	△k△△△付近の川表法面に幅〇m程度の範囲で芝のはがれ有り	写真1、2
⑬排水不良	a (異常なし)	—	—

※変状種別毎に最も厳しい状況の点検結果評価区分を記入すること。

護岸の変状毎の評価

変状種別	点検結果評価区分	変状の種類、状況等	写真番号
⑭法覆工の流出	b (要監視段階)	石材の一部に摩耗(〇m2程度)や欠損(〇箇所)有り	写真3、4
⑮背面土砂の吸出し	b (要監視段階)	石材間の目開き有り(最大幅〇cm)	写真5、6
⑯基礎部の洗掘	a (異常なし)	—	—
⑰端部の侵食	a (異常なし)	—	—

※変状種別毎に最も厳しい状況の点検結果評価区分を記入すること。

変状状況(写真又はスケッチ等)

写真1	写真2
写真3	写真4
写真5	写真6
その他(補修履歴等)	